

第 81 号議案

平成 30 年 3 月 28 日
総 務 課

人事委員会事務局事案決定実施細目の一部改正について

このことについて、下記のとおり改正する。

記

1 改正の概要

事案決定の適切化を図るための見直し等に伴い、事案決定実施細目の整備を行う。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行年月日

平成 30 年 4 月 1 日

1 人事委員会事務局事案決定実施細目の一部改正について

事案決定の適切化を図るための見直し等に伴い、所要の改正を行う。

主 な 改 正 内 容	
<p>○人事関係</p> <ul style="list-style-type: none">・介護時間の承認の新設・幹部職員の懲戒処分及び分限処分に係る決定区分の見直し <p>○働きかけ関係(知事部局と同様)</p> <ul style="list-style-type: none">・調査及び連絡調整を行うことの新設 <p>○コンプライアンス関係(知事部局と同様)</p> <ul style="list-style-type: none">・局コンプライアンス推進委員会等の開催等の新設 <p>○情報公開・保有個人情報関係</p> <ul style="list-style-type: none">・審査請求に係る理由説明書作成、弁明書及び反論書に関する規定整備 <p>○職員給与実態調査関係</p> <ul style="list-style-type: none">・職員給与等実態調査の実施に関する事務の見直しに伴う規定整備	
施 行 期 日	平成 30 年 4 月 1 日

○東京都人事委員会処務規則（抄）

（委員会議決事案）

第2条 人事行政の運営に関し、委員会の議決を経る事案は次のとおりとする。

- 一 委員会規則の制定及び改廃に関すること。
- 二 人事行政の調査に関すること。
- 三 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究の成果を議会及び長に報告すること。
- 四 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に対する意見の申出に関すること。
- 五 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- 六 任命の方法の一般的基準の決定に関すること。
- 七 競争試験及び選考の基準に関すること。
- 八 職員の退職管理に関すること。
- 九 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。
- 十 人事評価の実施に関し任命権者に勧告すること。
- 十一 研修に関する計画の立案その他に関し任命権者に勧告すること。
- 十二 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の判定及び勧告に関すること。
- 十三 不利益処分に関する審査請求の裁決及び指示に関すること。
- 十四 公務災害補償に関する審査の申立ての裁定に関すること。
- 十五 職員団体の登録及び登録取消しのための口頭審理に関すること。
- 十六 退職手当の支給制限等の処分等に係る諮問に対する答申に関すること。
- 十七 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第五項に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定中職員に関して適用されるもの(以下「労働基準法等の規定」という。)に基づく許可、認定その他特に重要な行政処分に関すること。
- 十八 特に重要な異議の申立て及び訴訟に関すること。
- 十九 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- 二十 特に重要な告示、訓令、通達等に関すること。
- 二十一 特に重要な広報及び広聴に関すること。
- 二十二 特に重要な情報公開に関すること。
- 二十三 特に重要な保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。
- 二十四 前各号のほか特に重要な事項に関すること。

(事案決定職及び対象事案等)

第7条 委員長の決定事案はおおむね別表第一とし、局長、部長、課長及び課長代理の決定事案はおおむね別表第二とする。

(実施細目)

第8条 局長は、第2条及び前条の規定により、委員会、委員長、局長、部長及び課長の決定の対象とされる事案の実施細目を定めなければならない。ただし、委員会及び委員長についての実施細目の制定改廃については、委員会の承認を受けなければならない。

別表第一

一 庶務に関する事項

- (一) 課長の職及びこれに相当する職以上の職にある職員の任免その他の人事に関すること。
- (二) 局長の海外出張、出張及び服務に関すること。

二 任用に関する事項

(一) 職員の採用・昇任等に関する一般基準(昭和六十一年三月二十六日委員会決定。以下「一般基準」という。)のうち次に掲げるもの

- 1 職務分類基準(Ⅰ)の一級職から六級職まで、同基準(Ⅱ)の一級職及び同基準(Ⅲ)の一級職への採用選考に関すること。ただし、一般基準の定めにより難しい場合を除く。
- 2 都区交流による職員の採用選考に関すること。
- 3 保健所設置市との人事交流による職員の採用選考に関すること。
- 4 国家公務員又は他の任命権者に属する職員を相当以下の職に併任する場合の選考に関すること。
- 5 次の昇任選考に関すること。
 - (1) 職務分類基準(Ⅰ)の四級職への昇任。ただし、一般基準の定めにより難しい場合を除く。
 - (2) (削除)
 - (3) 一般基準の別表15に示す昇任選考のうち、職務分類基準(Ⅰ)二級職への昇任選考(准看護師2級職選考に限る。)、三級職への昇任選考、四級職への昇任選考(行政専門職選考の一次選考に限る。)、同基準(Ⅱ)二級職、三級職及び四級職への昇任選考、同基準(Ⅲ)二級職、三級職及び五級職への昇任選考実施要綱の承認

(二) (削除)

(三) 採用試験に関する事項

- 1 「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の作成及びこれによる職員の採用又

は昇任の方法に関する規則(昭和二十八年東京都人事委員会規則第一号)」に定める事由に基づく名簿からの削除、名簿への復活、名簿の訂正及び失効等に関すること。

(四) 採用選考に関する事項

消防吏員(専門系)に係る採用選考のうち第三次選考に関すること。

三 給与に関する事項

(一) 初任給の決定に関すること。ただし、通例的でない場合を除く。

(二) 二(一)1に定めるもののうち、職務分類基準(I)の四級職以上の職員の採用選考に伴う給料月額の決定に関すること。

(三) 指定職給料表の適用を受ける職員の指定に関すること。

(四) 行政職給料表(一)四級以上又は他の給料表における行政職給料表(一)四級相当級以上への昇格に関すること。

(五) 給料の特別調整額の支給を受ける者の範囲及び支給額の決定に関すること。ただし、支給基準の改廃を除く。

事案決定実施細目改正新旧対照表

～ 目次 ～

・各課共事事案	1	頁
・総務課專管事案	2	頁
・任用給与課專管事案	5	頁
<参照> 文言修正	5	頁

● 専管事案の改正（各課共事事案）

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委員長	局	部	課	課代	
	新設								
	新設								
	新設								
2-1 (43)	規則及び訓令に関すること。	規則及び訓令を制定改廃すること。	○						
2-2 (44)	〃	規則及び訓令の改正のうち、組織改正による名称の変更等、内容の変更を伴わない改正を行うこと。			○				
	新設								
	新設								
	新設								

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委員長	局	部	課	課代		
1-28 (28)	職員の人事及び給与に関すること。(3 服務)	部長級の介護時間を承認すること。			○					介護時間の 新設
1-29 (29)	〃	課長級の介護時間を承認すること。				○				介護時間の 新設
1-30 (30)	〃	一般職員の介護時間を承認すること。					○			介護時間の 新設
2-1 (46)	規則及び訓令に関すること。	規則及び訓令を制定又は改廃すること。	○							文言修正
2-2 (47)	〃	規則及び訓令の改正のうち、組織改正による名称の変更等、内容の変更を伴わない改正を行うこと。			○					<参考>
2-3 (48)	〃	規則及び訓令の改正のうち、知事部局と同様の改正等を行うこと。 ※決定区分は事案の重要度に応じて適宜判断する。							課長代理を 除く	運用実態に 合わせた規定 整備
8-4 (89)	審査請求等に関すること。	弁明書の作成に関すること。					○			行政不服審査法改正に 合わせた規定 整備
21-1 (125)	働きかけに関すること。	調査及び連絡調整を行うこと。※決定区分は事案の重要度に応じて適宜判断する。							課長代理を 除く	要綱制定に伴う 規定整備

● 専管事案の改正（任用公平部総務課）

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委員長	局	部	課	課代	
新設									
14-4 (55)	情報公開に関する こと。(3 審査 請求)	審査会への諮問を依頼 すること(人事委員会 が非開示を決定したも の。)	○						
14-5 (56)	〃	審査会への諮問を依頼 すること。			○				
14-8 (59)	〃	公文書の非開示理由説 明書を作成すること(人 事委員会が非開示決定 をしたもの。)	○						
14-9 (60)	〃	公文書の非開示理由説 明書を作成すること。			○				
新設									
14-10 (61)	〃	審査会の答申に基づき 公文書の開示又は非開 示をすること(人事委員 会決定で非開示理由説 明書を作成した場合又 は審査会で当初の決定 と異なる答申があった場 合。)	○						

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由	
			委	委員長	局	部	課	課代			
12-12 (47)	文書の管理に関 すること。	点検結果等の報告を 行うこと。						○	総務局総務 部文書課長 へ報告	公文書管理 条例制定に 伴う点検の 開始	
14-4 (56)	情報公開に関す ること。(3 審査 請求)	審査会への諮問を依 頼すること(人事委員会 が非開示等を決定した もの。)	○								文言修正
14-5 (57)	〃	審査会への諮問を依 頼すること。			○						<参考>
14-8 (60)	〃	非開示等の理由説明 書を作成すること(人事 委員会が非開示決定 をしたものを含む。)			○						運用実態に 合わせた区 分変更等
削除										運用実態に 合わせ14-8 に一本化	
14-9 (61)	〃	弁明書及び反論書の 提出を求めること。						○			行政不服審 査法改正に 合わせた規 定整備
14-10 (62)	〃	審査会の答申に基づき 公文書の開示等を行う こと(人事委員会決定 で審査会への諮問を依 頼した場合。)	○								運用の実態 に合わせた 規定整備

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委員長	局	部	課	課代	
15-3 (66)	保有個人情報及び保有特定個人情報の保護に関すること。(3 審査請求)	審査会への諮問を依頼すること(人事委員会が非開示等を決定したものの。)	○						
15-4 (67)	〃	審査会への諮問を依頼すること。			○				
15-7 (70)	〃	保有個人情報及び保有特定個人情報の非開示等の理由説明書を作成すること(人事委員会が非開示等を決定したものの。)	○						
15-8 (71)	〃	保有個人情報及び保有特定個人情報の非開示等の理由説明書を作成すること。			○				
新設									
15-9 (72)	〃	審査会の答申に基づき保有個人情報及び保有特定個人情報の開示等を行うこと(人事委員会決定で非開示等の理由説明書を作成した場合又は審査会で当初の決定と異なる答申があった場合。)	○						
16-1 (75)	人事及び給与に関すること。(1 人事一般)	局の人事管理基準の基本計画を策定すること。			○				
新設									
16-2 (76)	〃	局の人事管理の諸基準の実施細目を作成すること。					○		

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委員長	局	部	課	課代		
15-3 (67)	保有個人情報及び保有特定個人情報の保護に関すること。(3 審査請求)	審査会への諮問を依頼すること(人事委員会が非開示等を決定したものの。)	○							文言修正
15-4 (68)	〃	審査会への諮問を依頼すること。			○					<参考>
15-7 (71)	〃	非開示等の理由説明書を作成すること(人事委員会が非開示等を決定したものを含む。)			○					運用実態に合わせた区分変更等
削除										運用実態に合わせ15-7に一本化
15-8 (72)	〃	弁明書及び反論書の提出を求めること。						○		行政不服審査法改正に合わせた規定整備
15-9 (73)	〃	審査会の答申に基づき保有個人情報及び保有特定個人情報の開示等を行うこと(人事委員会決定で審査会への諮問を依頼した場合)。	○							運用実態に合わせた規定整備
16-1 (76)	人事及び給与に関すること。(1 人事一般)	局の人事管理基準の基本計画を策定すること。			○					<参考>
16-2 (77)	〃	局の人事管理基準の諸基準を定めること。				○				運用実態に合わせた規定整備
16-3 (78)	〃	局の人事管理の諸基準の実施細目を作成すること。						○		<参考>

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委長	局	部	課	課代	
	新設								
16-61 (135)	人事及び給与に関すること。(7分限懲戒等)	幹部職員の懲戒処分及び分限処分を行うこと。	○						
16-62 (136)	〃	一般職員の懲戒処分及び分限処分を行うこと。			○				
	新設								
	新設								
	新設								
	新設								

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委長	局	部	課	課代		
16-57 (132)	人事及び給与に関すること。(6服務)	局長の介護時間を承認すること。		○						介護時間の 新設
16-63 (138)	人事及び給与に関すること。(7分限懲戒等)	幹部職員の懲戒処分及び分限処分を行うこと。		○						運用実態に 合わせた区 分変更
16-64 (139)	〃	一般職員の懲戒処分及び分限処分を行うこと。			○					<参考>
16-68 (143)	〃	調査及び連絡調整を行うこと。※決定区分は事案の重要度等に応じて適宜判断する。								運用実態に 合わせた規 定整備
38-1 (307)	コンプライアンスの推進に関すること。	局コンプライアンス推進委員会等を開催すること。				○				要綱制定に 伴う規定整 備
38-2 (308)	〃	コンプライアンスの推進に係る取組(重要なもの)に関すること。				○				要綱制定に 伴う規定整 備
38-3 (309)	〃	コンプライアンスの推進に係る取組(軽易なこと)に関すること。					○			要綱制定に 伴う規定整 備
38-4 (310)	〃	調査及び連絡調整を行うこと。※決定区分は事案の重要度等に応じて適宜判断する。								要綱制定に 伴う規定整 備

● 専管事案の改正（任用公平部任用給与課）

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委長	局	部	課	課代	
22-1 (152)	職員給与等実態調査の実施に関する事。	職員給与等実態調査の実施計画を策定すること。	○						
22-2 (153)	〃	実施要領を定めること。	○						
新設									

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委長	局	部	課	課代		
22-1 (152)	職員給与等実態調査の実施に関する事。	職員給与等実態調査の実施計画を策定すること。	○							<参考>
22-2 (153)	〃	実施要領を定めること。	○							<参考>
22-3 (154)	〃	委員会で承認された事例と同一の内容と認められるものについて承認すること。		○						事務の見直しに伴う区分変更

<参照>

● 専管事案の改正（各課共通事案）【文言修正】

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委長	局	部	課	課代	
1-28 (28)	職員の人事及び給与に関する事。(3 服務)	部長級職員の育児休業を承認すること。			○				
1-29 (29)	〃 〃	課長級職員の育児休業を承認すること。				○			
1-30 (30)	〃 〃	一般職員の育児休業を承認すること。					○		
1-31 (31)	〃 〃	部長級職員の育児休業計画書により申し出を承認すること。			○				

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委長	局	部	課	課代		
1-31 (31)	職員の人事及び給与に関する事。(3 服務)	部長級職員の育児休業を承認すること。				○				文言修正
1-32 (32)	〃	課長級職員の育児休業を承認すること。					○			文言修正
1-33 (33)	〃	一般職員の育児休業を承認すること。						○		文言修正
1-34 (34)	〃	部長級職員の育児休業計画書による申し出を承認すること。				○				文言修正

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委員長	局	部	課	課代	
1-32 (32)	職員の人事及び給与に関すること。(3 服務)	課長級職員の育児休業計画書により申し出を承認をすること。				○			
1-33 (33)	〃 〃	一般職員の育児休業計画書により申し出を承認をすること。					○		
1-34 (34)	〃 〃	部長級職員の育児短時間勤務を承認をすること。			○				
1-35 (35)	〃 〃	課長級職員の育児短時間勤務を承認をすること。				○			
1-36 (36)	〃 〃	一般職員の育児短時間勤務を承認をすること。					○		
1-37 (37)	〃 〃	部長級職員の部分休業を承認をすること。			○				
1-38 (38)	〃 〃	課長級職員の部分休業を承認をすること。				○			
1-39 (39)	〃 〃	一般職員の部分休業を承認をすること。					○		
2-1 (43)	規則及び訓令に関すること。	規則及び訓令を制定改廃すること。	○						
3-1 (45)	要綱及び要領等に関すること。	要綱及び要領等を制定改廃すること。※決定区分は事案の重要度等に応じて適宜判断する。							
5-1 (48)	文書の管理に関すること。	文書管理基準表の制定改廃をすること。					○		

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委員長	局	部	課	課代		
1-35 (35)	職員の人事及び給与に関すること。(3 服務)	課長級職員の育児休業計画書による申し出を承認をすること。				○				文言修正
1-36 (36)	〃	一般職員の育児休業計画書による申し出を承認をすること。					○			文言修正
1-37 (37)	〃	部長級職員の育児短時間勤務を承認をすること。			○					文言修正
1-38 (38)	〃	課長級職員の育児短時間勤務を承認をすること。				○				文言修正
1-39 (39)	〃	一般職員の育児短時間勤務を承認をすること。					○			文言修正
1-40 (40)	〃	部長級職員の部分休業を承認をすること。			○					文言修正
1-41 (41)	〃	課長級職員の部分休業を承認をすること。				○				文言修正
1-42 (42)	〃	一般職員の部分休業を承認をすること。					○			文言修正
2-1 (46)	規則及び訓令に関すること。	規則及び訓令を制定又は改廃すること。	○							文言修正
3-1 (49)	要綱及び要領等に関すること。	要綱及び要領等を制定又は改廃すること。※決定区分は事案の重要度等に応じて適宜判断する。							課長代理を除く	文言修正
5-1 (52)	文書の管理に関すること。	文書管理基準表の制定又は改廃をすること。					○			文言修正

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委長	局	部	課	課代	
5-10 (57)	文書の管理に関する事案。	文書を廃棄すること。					○		
7-3 (74)	保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事案。	保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、非開示、訂正、非訂正、利用停止、非利用停止に関する事案(重要なものうち局長が決定したものを除く)。				○			
7-4 (75)	〃	保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、非開示、訂正、非訂正、利用停止、非利用停止に関する事案(特に重要又は重要なものを除く)。					○		
8-1 (82)	審査請求等に関する事案。	審査請求及び訴訟を処理すること(人事行政の基本的運営に重大な影響を与えるもの)。	○						
9-2 (87)	陳情又は請願に関する事案。	陳情又は請願を処理すること(定例的で処理の方針が明確なもの)。				○			
13-3 (95)	請負又は委託による事業に関する事案。	予定価格が800万円未満の請負又は委託に係る役務の提供等に関する事業を行うこと。					○		
18-1 (116)	損害賠償及び和解に関する事案。	損害賠償の決定(議会の議決を要する事案にあっては、案の決定。)を依頼すること(損害賠償額決定通知書を含む)。					○		

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委長	局	部	課	課代		
5-10 (61)	文書の管理に関する事案。	文書を廃棄すること。					○		重要な公文書の廃棄については、総務課長の承認を要する。	文書管理規則改正に伴う、備考欄の追加
7-3 (78)	保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事案。	保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、非開示、訂正、非訂正、利用停止、非利用停止に関する事案(重要なものうち局長が決定したものを除く)。				○				文言修正
7-4 (79)	〃	保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、非開示、訂正、非訂正、利用停止、非利用停止に関する事案(特に重要又は重要なものを除く)。					○			文言修正
8-1 (86)	審査請求等に関する事案。	審査請求及び訴訟を処理すること(人事行政の基本的運営に重大な影響を与えるもの)。	○							文言修正
9-2 (92)	陳情又は請願に関する事案。	陳情又は請願を処理すること(定例的で処理の方針が明確なもの)。				○				文言修正
13-3 (100)	請負又は委託による事業に関する事案。	予定価格が800万円未満の請負又は委託に係る役務の提供等に関する事業を行うこと。					○			文言修正
18-1 (121)	損害賠償及び和解に関する事案。	損害賠償の決定(議会の議決を要する事案にあっては、案の決定。)を依頼すること(損害賠償額決定通知書を含む)。					○			文言修正

● 専管事案の改正（任用公平部総務課）【文言修正】

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委長	局	部	課	課代	
11-1 (34)	条例の制定、改廃に関する事案。	条例の制定又は改廃の立案請求をすること。			○				
12-1 (36)	文書の管理に関する事案。	事案決定実施細目を制定し、又は変更すること。			○				
12-2 (37)	〃	事案決定実施細目の制定改廃に関し、委員会決定事案及び委員長決定事案の部分について承認すること。	○						
12-3 (38)	〃	秘密文書指定実施細目を制定し、又は変更すること。			○				
12-5 (40)	文書の管理に関する事案。	文書保存期間表を制定し、又は変更すること。			○				
14-1 (52)	情報公開に関する事案。(1 開示事務取扱要綱)	開示事務取扱要綱を制定改廃すること。			○				
14-4 (55)	情報公開に関する事案。(3 審査請求)	審査会への諮問を依頼すること(人事委員会が非開示を決定したもの)。	○						
14-11 (62)	〃	審査会の答申に基づき公文書の開示又は非開示をすること。			○				

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委長	局	部	課	課代		
11-1 (34)	条例の制定又は改廃に関する事案。	条例の制定又は改廃の立案請求をすること。			○					文言修正
12-1 (36)	文書の管理に関する事案。	事案決定実施細目を制定又は変更すること。			○					文言修正
12-2 (37)	〃	事案決定実施細目の制定又は改廃に関し、委員会決定事案及び委員長決定事案の部分について承認すること。	○							文言修正
12-3 (38)	〃	秘密文書指定実施細目を制定又は変更すること。			○					文言修正
12-5 (40)	文書の管理に関する事案。	文書保存期間表を制定又は変更すること。			○					文言修正
14-1 (53)	情報公開に関する事案。(1 開示事務取扱要綱)	開示事務取扱要綱を制定又は改廃すること。			○					文言修正
14-4 (56)	情報公開に関する事案。(3 審査請求)	審査会への諮問を依頼すること(人事委員会が非開示等を決定したもの)。	○							文言修正
14-11 (63)	〃	審査会の答申に基づき公文書の開示等をすること。			○					文言修正

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委員長	局	部	課	課代	
15-1 (64)	保有個人情報及び保有特定個人情報の保護に関すること。(1 開示・訂正事務取扱要綱)	開示・訂正事務取扱要綱を制定改廃すること。			○				
15-3 (66)	保有個人情報及び保有特定個人情報の保護に関すること。(3 審査請求)	審査会への諮問を依頼すること(人事委員会が非開示等を決定したもの)。	○						
15-10 (73)	〃	審査会の答申に基づき保有個人情報及び保有特定個人情報の開示等を行うこと。			○				
16-2 (76)	人事及び給与に関すること。(1 人事一般)	局の人事管理の諸基準の実施細目を作成すること。					○		
16-30 (104)	人事及び給与に関すること。(5 給与)	局長の給与の減額の免除を承認すること。		○					
16-56 (130)	人事及び給与に関すること。(6 服務)	局長の育児休業を承認すること。		○					
16-57 (131)	〃	局長の育児休業計画書による申し出を承認すること。		○					
16-58 (132)	〃	局長の育児短時間勤務を承認すること。		○					
16-59 (133)	〃	局長の部分休業を承認すること。		○					
16-72 (146)	人事及び給与に関すること。(9 第一種臨時職員)	第一種臨時職員の雇用に関すること。					○		

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委員長	局	部	課	課代		
15-1 (65)	保有個人情報及び保有特定個人情報の保護に関すること。(1 開示・訂正事務取扱要綱)	開示・訂正事務取扱要綱を制定又は改廃すること。			○					文言修正
15-3 (67)	保有個人情報及び保有特定個人情報の保護に関すること。(3 審査請求)	審査会への諮問を依頼すること(人事委員会が非開示等を決定したもの)。	○							文言修正
15-10 (74)	〃	審査会の答申に基づき保有個人情報及び保有特定個人情報の開示又は非開示をすること。			○					文言修正
16-3 (78)	人事及び給与に関すること。(1 人事一般)	局の人事管理の諸基準の実施細目を作成すること。					○			文言修正
16-31 (106)	人事及び給与に関すること。(5 給与)	局長の給与の減額免除を承認すること。		○						文言修正
16-58 (133)	人事及び給与に関すること。(6 服務)	局長の育児休業を承認すること。		○						文言修正
16-59 (134)	〃	局長の育児休業計画書による申出を承認すること。		○						文言修正
16-60 (135)	〃	局長の育児短時間勤務を承認すること。		○						文言修正
16-61 (136)	〃	局長の部分休業を承認すること。		○						文言修正
16-75 (150)	人事及び給与に関すること。(9 臨時職員)	臨時職員の雇用に関すること。					○			知事部局に合わせた文言整備

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委員長	局	部	課	課代	
27-5 (213)	予算の編成及び執行に関すること。	成立した予算に係る局の事務事業についての執行計画を設定し、変更し、又は廃止すること。			○				
27-6 (214)	〃	四半期ごとの歳出予算の執行計画を策定し、又は変更すること。					○		
30-13 (246)	契約に関すること。	業者等選定委員会設置要綱並びに物品の買入れ等に係る製品指定及び機種選定委員会設置要綱を制定し、又は改廃すること。			○				
31-3 (251)	現金の出納及び保管に関すること。	現金の亡失及び損傷の報告をすること。					○		
33-4 (260)	物品(用品を含む。)に関すること。	物品の亡失又は損傷等に関する報告をすること。					○		
34-1 (264)	被服に関すること。	被服貸与要綱を制定し、又は改廃すること。			○				
36-1 (269)	労働基準法、労働安全衛生法及び船員法に基づく職権の行使に関すること。(1 指導監督一般)	職権の行使に関する基準(特に重要なもの)を制定改廃すること。	○						
36-2 (270)	〃	職権の行使に関する基準(法令に基づくものその他重要なもの)を制定改廃すること。			○				
36-3 (271)	〃	職権の行使に関する基準(厚生労働省又は総務省の通達に基づくものその他軽微なもの)を制定改廃すること。				○			

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委員長	局	部	課	課代		
27-5 (217)	予算の編成及び執行に関すること。	成立した予算に係る局の事務事業についての執行計画を設定、変更又は廃止すること。			○					文言修正
27-6 (218)	〃	四半期ごとの歳出予算の執行計画を策定又は変更すること。					○			文言修正
30-13 (250)	契約に関すること。	業者等選定委員会設置要綱並びに物品の買入れ等に係る製品指定及び機種選定委員会設置要綱を制定又は改廃すること。			○					文言修正
31-3 (255)	現金の出納及び保管に関すること。	現金の亡失又は損傷の報告を行うこと。					○			文言修正
33-4 (264)	物品(用品を含む。)に関すること。	物品の亡失又は損傷等に関する報告を行うこと。					○			文言修正
34-1 (268)	被服に関すること。	被服貸与要綱を制定又は改廃すること。			○					文言修正
36-1 (273)	労働基準監督機関として行う職権の行使に関すること。(1 指導監督一般)	職権の行使に関する基準(特に重要なもの)を制定又は改廃すること。	○							規則名称に合わせた文言整備等
36-2 (274)	〃	職権の行使に関する基準(法令に基づくものその他重要なもの)を制定又は改廃すること。			○					文言整備
36-3 (275)	〃	職権の行使に関する基準(厚生労働省又は総務省の通達に基づくものその他軽微なもの)を制定又は改廃すること。				○				文言整備

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委員長	局	部	課	課代	
36-13 (281)	労働基準法、労働安全衛生法及び船員法に基づく職権の行使に関すること。(1 指導監督一般)	許可、認定を行うこと(ただし、許可、認定に関し基準が制定されているものを除く。)		○					
36-14 (282)	〃	許可、認定を行うこと(ただし、許可、認定に関し基準が制定されているものに限り、特定機械等の検査結果に基づく判定を除く。)			○				
36-15 (283)	労働基準法、労働安全衛生法及び船員法に基づく職権の行使に関すること。(2 定期監督等)	定期監督等の基本方針及び年間計画を策定すること。	○						
36-19 (287)	労働基準法、労働安全衛生法及び船員法に基づく職権の行使に関すること。(4 特定機械等検査)	委託契約に関すること。				○			
37-1 (296)	職員の退職管理に関すること	任命権者に対し、規制違反行為に関する調査を行うよう求めること。	○						

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委員長	局	部	課	課代		
36-13 (285)	労働基準法、労働安全衛生法及び船員法に基づく職権の行使に関すること。(1 指導監督一般)	許可及び認定を行うこと(ただし、許可及び認定に関し基準が制定されているものを除く。)		○						規則名称に合わせた文言整備等
36-14 (286)	〃	許可及び認定を行うこと(ただし、許可及び認定に関し基準が制定されているものに限り、特定機械等の検査結果に基づく判定を除く。)			○					文言整備
36-15 (287)	労働基準監督機関として行う職権の行使に関すること。(2 定期監督等)	定期監督等の基本方針及び年間計画を策定すること。	○							規則名称に合わせた文言整備
36-19 (291)	労働基準監督機関として行う職権の行使に関すること。(3 特定機械等検査)	委託契約に関すること。				○				規則名称に合わせた文言整備等
37-1 (300)	職員の退職管理に関すること。	任命権者に対し、規制違反行為に関する調査を行うよう求めること。	○							文言修正

● 専管事案の改正 (任用公平部任用給与課)【文言修正】

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委員長	局	部	課	課代	
1-1 (1)	職員の採用、昇任等の方法についての一般的基準に関すること。	職員の採用・昇任等に関する一般基準を制定改廃すること。	○						
1-7 (7)	職員の採用、昇任等の方法についての一般的基準に関すること。	その他任用に関する基準を制定改廃すること。	○						
1-8 (8)	警視庁及び東京消防庁職員の任用に関すること。	任用規程の制定・改廃の承認に関すること。(重要)	○						
1-9 (9)	〃	任用規程の制定・改廃の承認に関すること。			○				

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委員長	局	部	課	課代		
1-1 (1)	職員の採用、昇任等の方法についての一般的基準に関すること。	職員の採用・昇任等に関する一般基準を制定又は改廃すること。	○							文言修正
1-7 (7)	職員の採用、昇任等の方法についての一般的基準に関すること。	その他任用に関する基準を制定又は改廃すること。	○							文言修正
1-8 (8)	警視庁及び東京消防庁職員の任用に関すること。	任用規程の制定又は改廃の承認に関すること(重要なもの)。	○							文言修正
1-9 (9)	〃	任用規程の制定又は改廃の承認に関すること。			○					文言修正

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委長	局	部	課	課代	
3-5 (23)	昇任選考に関する こと。	職務分類基準(Ⅱ)の3級職への昇任選考実施要綱を承認すること(試験課に属する事項を除く)。		○					
3-6 (24)	〃	職務分類基準(Ⅱ)の2級職への昇任選考実施要綱を承認すること(試験課に属する事項を除く)。			○				
13-6 (74)	給料表の適用範囲に関する こと。	指定職給料表の適用を受ける職員を指定すること(適用基準の制定・改廃)。	○						
15-21 (98)	初任給、昇格及び昇給等に関する こと。	委員会で承認(同意、決定を含む。)された事例と同一の内容と認められるものについて承認すること(規則にかかわる事項を除く)。			○				
19-16 (120)	諸手当等に関する こと。	任命権者が給与の減額を免除することのできる場合の基準を制定改廃すること。	○						
20-2 (135)	任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する こと。	委員会で同意(決定)された事例と同一の内容と認められるものについて給与減額を免除することを承認すること(基準にかかわることを除く)。			○				
24-1 (165)	職員の給与等に関する報告、意見の申し出及び勧告に関する こと。	議会及び知事に対し調査研究の成果の提出及び給与、勤務時間その他の勤務条件についての報告、意見の申し出及び勧告を行うこと。	○						
25-1 (166)	職員に関する条例の制定改廃に関する こと。	職員に関する条例の制定改廃について議会に対し意見の申し出を行うこと。	○						

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委長	局	部	課	課代		
3-5 (23)	昇任選考に関する こと。	職務分類基準(Ⅱ)の3級職への昇任選考実施要綱を承認すること(試験課に属する事項を除く)。		○						文言修正
3-6 (24)	〃	職務分類基準(Ⅱ)の2級職への昇任選考実施要綱を承認すること(試験課に属する事項を除く)。			○					文言修正
13-6 (74)	給料表の適用範囲に関する こと。	指定職給料表の適用を受ける職員を指定すること(適用基準の制定又は改廃)。	○							文言修正
15-21 (98)	初任給、昇格及び昇給等に関する こと。	委員会で承認(同意、決定を含む。)された事例と同一の内容と認められるものについて承認すること(規則に関わる事項を除く)。			○					文言修正
19-16 (120)	諸手当等に関する こと。	任命権者が給与の減額を免除することのできる場合の基準を制定又は改廃すること。	○							文言修正
20-2 (135)	任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する こと。	委員会で同意(決定)された事例と同一の内容と認められるものについて給与減額を免除することを承認すること(基準に関わることを除く)。			○					文言修正
24-1 (166)	職員の給与等に関する報告、意見の申出及び勧告に関する こと。	議会及び知事に対し調査研究の成果の提出及び給与、勤務時間その他の勤務条件についての報告、意見の申出及び勧告を行うこと。	○							文言修正
25-1 (167)	職員に関する条例の制定又は改廃に関する こと。	職員に関する条例の制定又は改廃について議会に対し意見の申出を行うこと。	○							文言修正

● 専管事案の改正（試験部試験課）【文言修正】

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委長	局	部	課	課代	
1-1 (1)	採用試験(選考)及び昇任選考に関すること。(3～6,9共通)	基本方針、試験(選考)の種類及び区分等、受験資格並びに試験(選考)方法を決定すること。	○						
7-1 (36)	警視庁及び東京消防庁の職員に係る採用試験(選考)及び昇任選考に関すること。(8共通)	実施権限を委任すること。	○						
8-1 (39)	警視庁及び東京消防庁の職員に係る昇任選考に関すること。	職務分類基準(Ⅰ)の3級職への昇任選考実施要綱を承認すること。		○					

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委長	局	部	課	課代		
1-1 (1)	採用試験(選考)及び昇任選考に関すること。	基本方針、試験(選考)の種類及び区分等、受験資格並びに試験(選考)方法を決定すること。	○							文言修正
7-1 (36)	警視庁及び東京消防庁の職員に係る採用試験(選考)及び昇任試験(選考)に関すること。	実施権限を委任すること。	○							文言変更
8-1 (39)	警視庁及び東京消防庁の職員に係る昇任試験(選考)に関すること。	職務分類基準(Ⅰ)の3級職への昇任選考実施要綱を承認すること。		○						文言修正